

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

熊本市しごと・ひと・まち創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本市

3 地域再生計画の区域

熊本市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、戦時中を除き一貫して増加しており、2010 年 10 月に 734,474 人となり、70 万人を超えたことから 2012 年 4 月に政令指定都市へ移行した。

その後も、国勢調査による 2015 年の総人口は 740,822 人と増加傾向にあるが、住民基本台帳によると 2020 年は 738,994 人となり、国立社会保障・人口問題研究所によると、2020 年をピークに減少傾向となり、2045 年には 70 万人を下回る見込みとなっている。

本市の生産年齢人口は戦後を通し増加を続けてきたが、1995 年から 2000 年頃をピークに減少が続いており、その人口割合も低下傾向にある。老年人口は増加を続けており、2010 年に高齢化率が 21%に達し「超高齢社会」に突入している。団塊の世代も順次老年人口に加わり、また平均余命も伸びていることから、今後とも増加し続ける見込みである。年少人口は 1975 年から 1985 年頃にかけて第 2 次ベビーブームの影響により増加したものの、その後は減少に転じており、今後とも減少傾向が続く見込みである。

自然動態について、統計開始以降、自然増にあったが、2016 年に自然減に転じ、その後もその傾向は継続し、2019 年は 657 人の自然減となった。

社会増減は、1993 年まで社会増となっていたが、1994 年以降、社会減も見られるようになり、2003 年以降では、社会増になる年もあるものの、全体として社会減の傾向にあったが、2019 年は 494 人の社会増となった。

総人口は、1993 年まで自然増かつ社会増により増加となっていたが、1994 年以降は、自然減かつ社会減となる年も見られるようになり、近年の自然増減と社会増減からすると、すでに人口減少局面に入っていると考えられる。

このような人口減少が及ぼす影響としては、労働力不足や経済活動の停滞、社会保障費の増大等の経済的影響、さらには家族形態や教育環境の変化、地域コミュニティ活動の衰退等の社会的影響が考えられる。

本市では人口減少に歯止めをかける取組として、自然減対策として、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない支援などとともに、若者が安心して結婚、子育てできる雇用環境の整備やワーク・ライフ・バランスのとれた就労環境の整備など、総合的な少子化対策を図るとともに、社会減対策として、若い世代などの人材定着による転出抑制や人材還流に向けた U I J ターンなどによる移住就業促進が必要であり、そのために雇用機会の確保、起業化できる環境整備などを図る。上記の実現のため、本計画において、次の基本目標を掲げ、取組を推進する。

基本目標 1 国内外から人々を引き付けるまちを創り、安心して働くことができる雇用を生み出す。～移住・定住の促進と交流の活発化～

基本目標 2 安心して子どもを産み育てられるまちを実現する。～少子化の克服と次世代育成～

基本目標 3 多様な地域が形成され、安心して暮らせる地域社会を実現する。～地域の特性に応じた社会環境の創出～

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2023年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	市内総生産額（十億円）	2,496※1	2,692	基本目標 1
	年転入超過数（人）	494※2	400	
イ	出生数（人）	6,766	7,000以上	基本目標 2
ウ	居住誘導区域の人口密度（人/ha）	60.5	60.7	基本目標 3
	地域活動に参加した市民の割合 （％）	41.2	44	

※1 2015 年度実績値

※2 2019 年度実績値

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 及び 5－3 のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

熊本市しごと・ひと・まち創生推進計画

ア 移住・定住の促進と交流の活発化事業

イ 少子化の克服と次世代育成事業

ウ 地域の特性に応じた社会環境の創出事業

② 事業の内容

ア 移住・定住の促進と交流の活発化事業

若い世代や外国人留学生などの地元への定着と、U I J ターンなどの人材還流による人材確保策の強化はもとより、創業や起業支援、事業承継の推進、中小・小規模事業者の販路拡大、医療・介護・健康サービス分野の医工連携の推進など、地場企業の育成・振興に加え、新たな産業の創出や新たな技術革新に対応できる人材の育成にも取り組んでいく。

また、全国屈指の産出額を誇る農産物については、情報通信技術（I C T）や人口知能（A I）などの技術を活用したスマート農業の実現などによって競争力を高め、全国シェアを拡大するとともに、担い手の育成・確保や経営の安定化を推進することにより、農水産業の雇用を新たに生み出す。

さらに、仕事や住宅などに係る積極的な情報発信や支援など、東京圏を中心に移住就業の促進に向けた取組を推進する。

加えて、熊本の特性を生かしたM I C E やスポーツ大会の誘致、人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本の発信などに戦略的に取り組

むことで都市の魅力向上を図り、国内外から人々が集い交流するまちづくりを推進する。

【具体的な事業】

- (1) 魅力あるしごとの創出と働く環境の整備
- (2) 農水産業の振興
- (3) 人材育成の支援と人材の確保
- (4) 交流人口の拡大

等

イ 少子化の克服と次世代育成事業

若者の結婚・出産の希望をかなえるため、未婚者に対する情報提供や出会いの場の提供などの結婚支援とともに、妊娠・不妊や出産に対する相談・情報提供の充実及び経済的負担軽減を図る。

あわせて、子育て家庭を支援するため、拠点施設の整備や待機児童解消のための保育サービス、放課後児童対策などの充実を図るなど、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目ない支援を行う。

また、心豊かな人間性をはぐくむため、子ども・青少年の健全育成を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携し、子ども一人ひとりを大切にする教育を推進する。

さらに、仕事と子育ての両立支援を図り、子育てしやすい職場などの環境づくりを支援するほか、結婚や子育てを考える上での大きな不安要素である経済的問題を解消するための若年層の雇用の安定を図る。

加えて、熊本地震によって傷ついた子どもの心のケアを継続するとともに、いじめや不登校などの教育に関する相談体制、特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行う体制の充実など、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う。

加えて、熊本地震後に再建した熊本市民病院では、熊本地震の教訓を生かした災害に強い病院として、市民の生命と健康を守るとともに、将来を担う子どもたちの命を守る医療を提供する。

【具体的な事業】

- (1) 結婚・妊娠・出産支援の推進
- (2) 子ども・子育て支援の充実

ウ 地域の特性に応じた社会環境の創出事業

高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが比較的整う地域拠点に都市機能を維持・確保し、利便性の高い公共交通などによりこれらの拠点が相互に連携することで中心市街地や地域拠点及び公共交通沿線に一定程度の人口密度が維持された災害時にも機能する「多核連携都市」を実現し、市民にとって一番身近な生活拠点を守り、愛着の持てる、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい都市の形成を促進する。

また、「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティの形成に向け、住民主体の自主自立のまちづくり活動を行政が支援するとともに、高齢者や障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくりに取り組む。

さらに、持続可能な地域経済と安心・快適な暮らしの維持に向けて、「連携中枢都市圏」を形成し、近隣市町村と連携した取組を推進する。

そして、公共施設の再編にあたっては、「連携中枢都市圏」や「多核連携都市」の形成といった視点を含めて検討を進め、多様化する市民ニーズに対応しつつ、今後の人口減少社会を見据えた公共施設の適正配置を目指す。

加えて、熊本地震により被災した道路や橋梁、公共施設などの計画的な復旧に継続的に取り組むとともに、熊本地震を含めた過去の災害の経験を生かし、市民が安心して快適に暮らせる、災害に強く、良好な居住環境の形成を図る。

【具体的な事業】

(1) 「多核連携都市」の実現に向けた公共交通網の充実及び既存ストックの利活用

(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進 等

※なお、詳細は第2期「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

256,000 千円（2020 年度～2023 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 8 月に外部有識者による効果検証を行い、その検証結果をもとに、翌年度以降の取組について方針を決定する。また、効果検証の内容は本市の W e b サイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで